

6

「地域の夢プラン」を実践しよう

みんなで作り上げた「地域の夢プラン」に沿って、その実現に向けた実践活動を行うことにより、その推進組織が地域で広く知られていくことになります。

また、行政や団体の支援も得ながら活動し、その目標を達成していくことで、地域の一体感が高まります。

さらに、活動の熟度が高まっていくとともに、組織形態の検討も必要となります。

〈1〉 夢プランの実践に向けて

■ テーマ毎の担当者・集団の設定

□ 「地域の夢プラン」の合意が得られれば、様々なテーマ毎に部会組織などの小グループで担当を決めるなど、役割分担を決めて実践を開始します。

□ 身近なところから着実に実践するように心がけ、テーマによっては、個々の能力を活かした人材を集めたり、やってみたいと考えている住民が集まって実践したりすることもあるでしょう。

■ 「肩のこらない」しかし、「成果が見えやすい」活動を

□ 活動を長続きさせるためには、無理なく楽しみながら取り組むことが秘訣です。「○○しなければならない」という意識ではなく、肩のこらない身の丈に合った活動を進めることが重要です。

□ また、折に触れてのイベントなども、多くの人たちをを交えながら実施すると良いでしょう。



おばあちゃんたちも参加した地域ぐるみのビアガーデン（周南市 棚田清流の会）

■ 進み具合の共有化と困った時の相談体制

□ テーマ毎の作業グループの活動状況は、できるだけ地区内の会報等を通じ情報の共有化を図ることが重要です。

□ また、困り事やトラブルが発生した場合の相談体制の整備なども、あらかじめ整えておきましょう。

■ 活動拠点の確保

□ 組織の立ち上がり当初は、個人の家や集落の集会所を拠点とするところもあるでしょうが、継続した活動を行う場合、その拠点があると効果的です。

□ 一定の事務機器も必要となりますので、旧町村単位に設置された地区公民館の一室を借りるなどの方法が考えられます。

■情報の発信と共有化

- 「手づくり自治区」の活動に対して、地域みんなが参加しやすい活動とするために、交流活動やイベントの実施など対外的な情報発信も必要ですが、活動計画の検討・決定、活動状況の報告など、地域内の情報の共有化に努めることが重要です。

＜情報の発信と共有化＞

情報の発信

- 先発的な活動では、交流イベントなどの取り組みを、マスコミやインターネット、市町の協力などを活用して、情報発信することが行われています。
- また、組織で取り組む行事などを、マスコミ等で報道してもらうことは、対外的な注目が集まるとともに、内部の住民にも組織の認知度の向上や活動意欲の醸成に繋がります。

情報の共有化

○内部への情報提供が重要

- ・住民全員の参加を基本としていても、勤めのある若い世代、時間に余裕のない子育て世代、出かける機会の少ない高齢者、子供、学生など、多様な住民がいるため、地域の中でどのような事が話され、何が行われているのかも知らないことがあります。(67P参照)
- ・役員を始めとする一部の者だけで、協議を進め行事等を行った結果、他の住民がついてこれず、活動も思うように進まないといったケースがあります。さらには、意思疎通の不足が、住民の反目や、反対意見のやりとりに発展する懸念もあります。

○住民みんなで地域全体の情報を共有する

- ・こうした事態を避けるため、定期的な会合や部会で、活動経過やこれまでの経緯をしっかりと報告することや、役員・部会員以外の住民に対しても、地域の動きを伝える「情報の共有化」が大切です。
- ・そのために、先進的な地域では、地域内向けの情報誌を発行し各戸に配布、回覧することなどが実施されています。
- ・また、最近では、住民みんなで地域の情報を共有化する手段として地域ICT技術が注目されています。

「コミュニティ組織」における地域ICT技術の活用

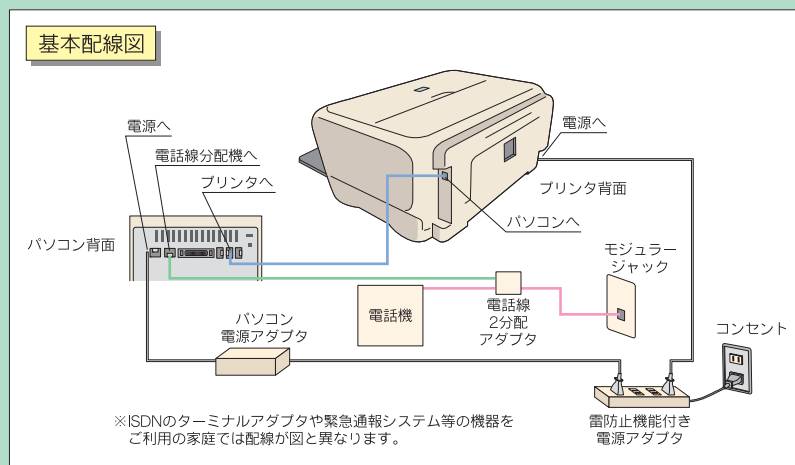
広島県庄原市高野町高暮地区 回覧板自動配布システム「リモートポスト回LAN版」

【概要】

- 高野町高暮地区の回覧板自動配布システム「リモートポスト回LAN版」は、過疎・高齢化の村にこそITの恩恵をもたらし、情報過疎を防ぐという目的で、同町にターンした個人事業者が主宰する「NPO法人e・食・住.org 設立準備委員会」が企画（H17年10月開始）。
- このシステムは、パソコンとプリンターを組み合わせ、電話（ダイヤルアップ）回線を使ってインターネットに自動的に接続し、回覧板の内容を印刷する仕組み（地区ではブロードバンドが利用できない）。
高齢者でも扱えるよう、モニターやマウス、キーボードは一切不要。
- 同システムの導入は、庄原市の自治振興区活動促進事業として認められ、全37世帯に小型パソコンとプリンターが設置された。総事業費は384万円。
- 以前は、広報誌などの回覧板は住民達が軽トラックで一戸一戸配布しており、冬季は積雪のために10日以上もかかっていたが、現在は、同システムにより全自動で広報誌などが数分で各戸に配信。

高齢者の中には、この新しいタイプの回覧板の送信を楽しみにしている人もいる。

- 携帯メールで送った内容も全戸に配信できることから、災害時の緊急連絡にも利用可能。

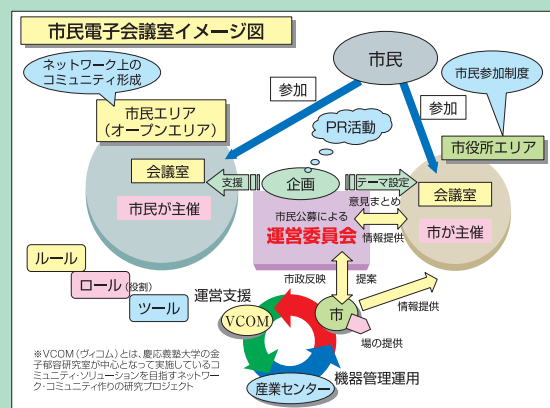


電子会議室

- 神奈川県藤沢市では、「市民電子会議室」を設置し、参加者自身が会議室を開催するなど参加者同士の自由な情報交流により、新しい形成を図っています。

また、藤沢市の主催する会議室（市役所エリア会議室）では、開かれた市政を目指し、市政への新しい市民参加の場として、市民からの提案事項や市がテーマ設定した事項について意見交換をしています。

- この仕組みは、生活様式が多様化し、集会等に参加ができない人々の意見を引き出し、コミュニケーションを活発化することにも有効です。



〈2〉「手づくり自治区」の組織形態

- 組織発足当初は、任意組織形態で運営されることが多いと考えられますが、組織としてまとまったお金を扱ったり、活動拠点となる施設を所有する場合、さらには、経済活動を組織で実践する場合には法人格の取得も効果的です。
- また、市町村合併の進展に伴い、合併後のまちづくりを円滑に進めるために、新たな制度も整備されています。これらの制度をどう活用するのか検討が必要でしょう。

〈法人格を有する場合の組織形態〉

認可地縁団体 地方自治法上の地縁による団体

自治会等が、地方自治法第260条の2により市町長の認可を受けて法人格を取得した団体。団体名義で不動産登記等を行うことができる。

◆申請できる地縁による団体◆

町または字の区域、その他市内の一定区域に住所がある者の地縁に基づいて形成された団体。地縁による団体であっても、不動産または不動産に関する権利等を保有する予定のない場合は認可の対象とならない。

◆認可の要件◆

- 認可を受けるためには、以下の4つの要件をすべて満たしていること
- 「その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っている」と認められること
 - ・地域的な共同活動とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営や親睦行事など、一般的な自治会・町内会活動のこと
 - ・現に活動を行っているとは、過去2年以上の活動実績が必要
 - 「その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」
 - 「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること」
 - ・その区域に住む人すべてが加入できるという意味。世帯を単位とすることは認められない
 - ・相当数とはその区域の全住民（自治会・町内会等に加入していない人を含む）の過半数
 - 「規約を定めていること」

非営利特定活動団体法人（NPO法人）

特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した法人で、まちづくり、福祉、教育・文化、環境など様々な分野で社会貢献をしています。

◆特定非営利法人の要件◆

- 不特定多数の利益（公益）の増進に寄与すること
 - 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること（17の活動分野）
 - 営利を目的としないこと（利益を社員（会員）で分配しないこと）
 - 社員（会員）の資格の得喪に関して不当な条件を付さないこと
 - 役員報酬を受ける役員が、役員総数の1/3以下であること
 - 宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと
 - 特定の公職者（候補者を含む）や政党を推薦・支持・反対することを目的としないこと

＜市町村合併等に伴う住民自治組織＞

市町村合併後の市町内分権や住民自治の強化等を推進する観点から市町村内の一定の区域を単位とする「地域自治区」等を市町村の判断により設置することができることとされています。

| 区分 | 地域審議会 | 地域自治区 | 合併特例区 |
|-------------------------|------------------------|---|--|
| 根拠法 | 合併特例法5条の4第1項 | 一般制度:改正自治法202条の4 特例制度:改正合併特例法5条の5第1項 | 改正合併特例法5条の8第1項 |
| 法人格 | なし | なし | あり(特別地方公共団体) |
| 設置期間 | 合併後の一定期間(協議で定める、10年程度) | 一般制度:期限なし 特例制度:合併協議で期間を定める | 5年以内(改正合併特例法5条の13第2項) |
| 組織 | 地域審議会 | 一般制度:地域自治区の事務所の長 特例制度:地域自治区の区長設置可 地域審議会 | 合併特例区の長 合併特例区協議会 |
| 組織の長の選任方法 | _____ | 一般制度:事務吏員 特例制度:新市の長が優れた識見を有する者のうちから選任(特別職、任期2年以内) | 新市の長が市長の被選挙権を有する者のうちから選任(新市の助役等と兼務可能、特別職、任期2年以内) |
| 地域審議会・地域協議会等の構成員の選任方法 | 合併協議に基づき決定 | 新市の長が区域内に住所を有する者のうちから選任 任期:4年以内(改正地方自治法202条の5第5項) | 新市の長が市議会議員の被選挙権を有する者のうちから規約で定める方法により選任 任期:2年以内(改正合併特例法5条の18第4項) |
| 構成員への報酬等 | 報酬及び費用弁償(自治法203条1項) | 報酬を支給しないことが可能(改正地方自治法202条の5第5項) | 同左(改正合併特例法5条の18第6項) |
| 地域自治区・合併特例区の機能 | _____ | ・新市の事務区分を分掌 ・住民の意向を反映させる機能 ・行政と住民等が協働して担う地域づくりの場としての機能 | ・旧市町において処理されていた事務であって一定期間合併特例区で処理することがその事務の効率的な処理に資するもの ・その他の合併特例区が処理することが特に必要な事務・合併特例区規約の制定が可能 |
| 地域審議会・地域協議会・合併特例区協議会の機能 | ○諮問・意見の開陳 | ○重要事項の実施についての意見の提示 ○諮問・意見の提示 | ○重要事項の実施についての意見の提示 ○諮問への意見の提示 ○予算の審議 |
| 財源 | _____ | 移転財源 | ・移転財源 ・課税権と地方債の発行権限は有しない。 ・地方交付税の交付対象団体ではない |
| 事務局の職員 | 新市の職員 | 同左 | 新市の職員から新市の長の同意を得て、合併特例区の長が命ずる。 |
| 住居表示 | _____ | □□市○○区・・・ (設置期間が終了した場合改正自治法に基づく地域自治区を設けない場合は区名は削除) ※○○区は、地域自治区の名称で、旧町名等でも可。 | □□市○○区・・・ (設置期間が終了した場合区は削除) ※○○区は、合併特例区の名称で、旧町名等でも可。 |

〈2〉「手づくり自治区」活動のステップアップ

- 先発的な「手づくり自治区」の活動は、みんなが関わりやすい身近な取組から始めて、地域の課題を自ら解決するため、次第にステップアップしています。
- 「地域の夢プラン」の作成や実践も、最初はできるところからという意識のもとではじめながら、活動の様子を踏まえ、その内容などを高めていくことはどうでしょうか。

〈活動のステップアップ〉

①安全にくらす

防災、危険箇所点検 など
→ くらしの安全確保が第一



②楽しくくらす

イベント、地域行事 など
→ 地域のまとまりを創ろう。みんなが楽しむ活動しよう。



③安心してくらす

地域福祉、声かけ運動、ふれあい会食など
→ 困っていることを助け合おう。



④豊かにくらす

コミュニティ・ビジネスの展開
(朝市やツーリズムの取組、棚田オーナー、特産品加工・販売、地域福祉活動の展開、地域住民による商店の運営など)
→ 活動を継続するためには、経済的な取り組みも必要



⑤誇りを持ってくらす

交流活動などを通じた、地域の良さの見直し
・再発見、地域を自ら良くしていく活動の定着

実践による「住民自治活動」の定着

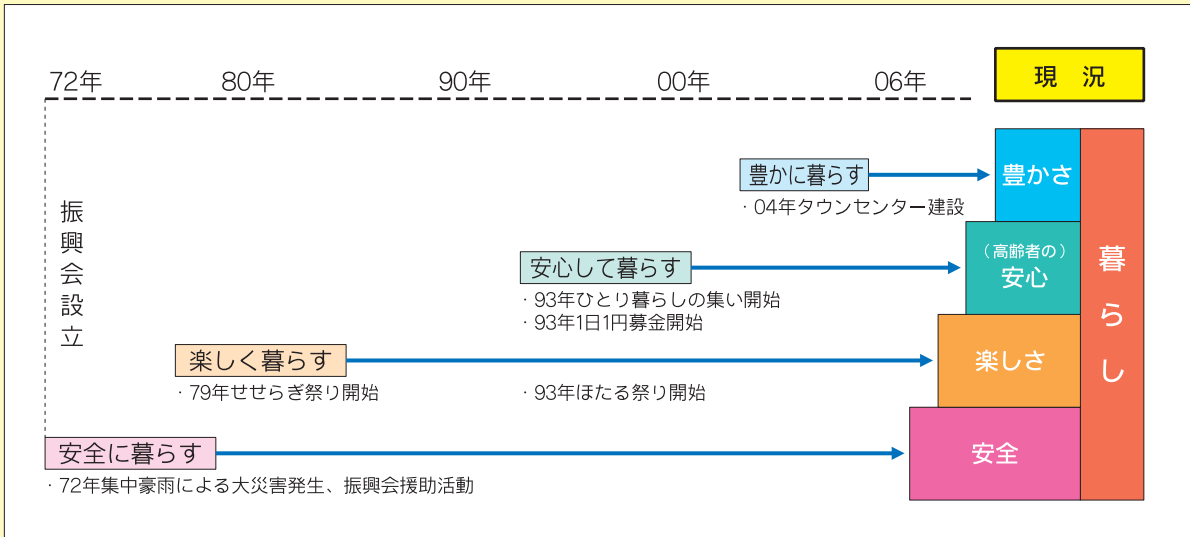
<発展段階の例示>

—広島県安芸高田市 川根振興協議会—

先発事例でも、長い年月をかけてステップ・アップしています。決して、あせる必要はありません。

しかし、着実に、話し合いながら次のステップに移行させることが大切です。

図1 川根振興協議会の展開過程（概念図）



資料：聞き取り調査より作成

(資料) 明治大学小田切徳美教授